

第8回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

日時 平成29年3月30日(木)

15:00～17:00

場所 厚生労働省専用第15会議室

議題

公認心理師カリキュラム等について

出席者(50音順)

奥村構成員、川畑構成員、北村構成員、黒木構成員、沢宮構成員、
丹野構成員、中嶋構成員、中根構成員、増沢構成員、増田構成員、
宮脇構成員、吉川構成員

○北村座長 定刻になりましたので、ただいまから第8回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームを開催いたします。吉川構成員は遅れているようです。本日は年度末のお忙しい中、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。資料を見ると、9月20日、残暑厳しいときに始まり、本日はもう春爛漫の時まで、半年以上にわたり、活発な御議論を頂きましてありがとうございます。本日で何とかワーキングチームとしての素案をまとめて、親検討会のほうへ素案を上げたいと思います。なにとぞ御協力をお願いいたします。最初に、部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○堀江障害保健福祉部長 障害保健福祉部長の堀江です。先生方には、年度末ギリギリまでありがとうございます。本日は途中で失礼することになってしまいますので申し訳ございません。白熱教室という言葉がありますけれども、そういう白熱した議論をいつもここでしていただいております。やはり、新しい国家資格を作ったからには、それを値打ちのあるものにしっかりしていかなければいけない。一方で、今その資格を取ろうとする人、取れるであろう方々も楽しみに待っていたに違いない。そういうところの両立をさせていかなければいけないというところで、皆さんには本当に真摯にお取り組みいただきましてありがとうございます。

北村座長のおかげをもちまして、何とか素案の取りまとめにまで行き着いていただければ、またその先はしっかりと親検討会のほうで御審議いただけるものだと思います。本日はまだ文部科学省のほうはそろっていませんけれども、私ども一緒になって、しっかりと事務局を務めさせていただきたいと存じます。また、皆様のお言葉につきましては、しっかりと記録に残して、先の議論にも参照していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○北村座長 ありがとうございます。それでは、資料の確認と出席状況を事務局からお願いします。

○森公認心理師制度推進室長 資料の確認をさせていただきます。資料1は素案について、資料2は「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標(素案)、資料3は大学及び大学院における必要な科目(素案)の考え方、資料4は大学及び大学院における必要な科目(素案)、資料5は公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について(素案)、資料6は受験資格の特例において規定する科目について(素案)、資料7は法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)について(素案)、資料8は公認心理師試験について(素案)です。

参考資料1は公認心理師の資格取得方法について、参考資料2は第7回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームにおける主な意見(案)についてです。お手元の資料はそろっておりますでしょうか。

本日の出席状況についてですが、本日は田崎構成員から欠席との御連絡を頂いております。事務局からは以上です。

○北村座長 議事に入ります。いつも科目等のことをやっているとな時間が押してしまうの

で順番を変えさせていただきます。資料 6、資料 7、資料 8 辺りを先にして、それから資料 2、資料 3、資料 4。そして一番議論のある資料 5 を最後にしたいと思います。それでは、受験資格の特例について事務局から説明をお願いします。

○松本主査 資料 1 を御覧ください。今回の素案の全体像を書いているものです。素案として資料 2 から資料 8 までということでもとめております。こちらを今後公認心理師カリキュラム検討会のほうに報告することとしたいと思います。検討会において、特に指導体制、あるいは受入体制の実態等を踏まえて、質を確保しながら、実現性にも配慮したものとなるように検討を行うことが必要であると記載させていただきました。資料 1 から資料 8 までですけれども、今回出している資料は、前回の資料から変更した箇所を下線を引いておりますので、そちらを中心に御説明していきますので、御承知おきください。

資料 6 を御覧ください。公認心理師法附則に定める受験資格の特例において規定する科目についての素案です。少し説明を省略させていただきます。今回は前回の議論を踏まえて、一定程度整理しております。1 ページの 2. 「法附則第 2 条第 1 項の省令で定める科目について」を御覧ください。併せて参考資料 1 を御覧ください。1 つ目の○に「第 1 項第 1 号及び第 2 号の省令で定める科目」とありますけれども、こちらは参考資料 1 の①②の細かい点線の枠で囲っているルートの大学院で修めるべき科目です。

2 ページ、基本的には第 7 条第 1 号の正規のルートでまとめた大学院の科目と同一のものということが望ましいのですけれども、実態も踏まえて、2 ページにあるように記載しています。具体的には、法第 7 条第 1 項の定める 9 科目を 3 つに分けて、それぞれについて一定程度定めた科目のうち、合計 6 科目以上相当を修めている場合に特例を認めるというように整理いたしました。

具体的には、別紙の「受験資格の特例について①」を御覧ください。ページ上半分の左側に書いてあるのが、今回の素案でまとめている法第 7 条第 1 号の省令で定める大学院の科目です。①から⑨までありますけれども、これを 3 つに分類しております。具体的には①から⑤までは、主な 5 分野の職域における、心理の支援に関する科目です。こちらに関しては、この 5 科目のうち 3 科目以上修めていけば特例を認めてもいいのではないかとしています。

⑥から⑧は領域横断的なもので、公認心理師の業務として行う行為のベースになる部分の理論と実践についての科目です。3 科目のうち 2 科目以上を修めることを求めています。

⑨は実習です。450 時間以上と正規のルートではなっておりますけれども、時間は問わず、実習をしていることというのを求めて、合計で 6 科目以上修めていけば、特例として認めるというように整理いたしました。

同じくページ下半分は、素案の 9 科目と既存の科目、特に多くの大学院では開講しているだろうと思われましても、臨床心理士の指定大学院における科目を参考にして、例えば対応する科目としてそれぞれどうかという例示の表です。1 点資料の訂正ですが、間の矢印が一方方向になっておりますけれども、両方向の矢印に置き換えて読んでいただけ

ればと思います。それぞれ①から⑨までの科目に対応しそうな科目ということで、事務局のほうで整理いたしました。例えばこういう科目ということで、これ以外の科目もあると思いますけれども、これとこれに対応しているということで、大学のほうで整理していただいて、受験資格の特例として、受験資格を申請していただくということを考えております。

2 ページに戻って②です。法附則第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号までです。参考資料 1 の③④にある大学の科目についてです。既に素案としてまとめております大学の 24 科目と同一であることが望ましいのですけれども、現在の大学の実態、あるいは第 3 号、第 4 号を認めるときには、大学卒業後に、大学院の正規のルート、若しくは第 2 号の実務経験、どちらかが課されることとなりますので、それも踏まえて、大学においてはポツにあるように、24 科目のうち合計 11 科目相当を修めていけば、特例として認めるというように整理いたしました。

具体的には別紙の 2 ページの「受験資格の特例について②」で整理しております。①から⑭まで素案の科目としてまとめております。こちらに関しては、24 科目のうち①と⑭「公認心理師の職責」と「関係行政論」は、公認心理師という資格があることを前提にしてある科目ですので、こちらは、同等のものを修めていけば、科目としてカウントしていきたいと思いますけれども、今、既に開講している所は少ないのではないかとということで除外して、22 科目のうち 5 つに分類いたしました。具体的には②から⑤までの心理学の基礎科目、⑥から⑫までの心理学の基本的理論に関する科目、⑬⑭⑲、⑳は、心理の支援の実践に関する科目です。⑮から⑱までは、いわゆる 5 分野に関する科目。㉑㉒は医学に関する科目。以上の 5 つに分類しまとめております。

②から⑤までの 4 科目のうち 2 科目相当、⑥から⑫までの 7 科目のうち 4 科目相当、⑬⑭⑲⑳のうち 2 科目相当、ただし、実習は 80 時間以上でなくても構いません。⑮から⑱までの 5 科目のうち 2 科目。㉑、㉒はいずれか。以上の合計 11 科目以上相当を修めていけば、大学の特例として認めてもいいのではないかと整理しております。以上です。

○北村座長 横の資料でいう①②③④のうち、施行のときに大学院に入っていた方①②、大学に入っていた方③④、この方々の科目の読み替えのルールです。色の付いた別紙が分かりやすいと思います。大学院に関しては、この 9 科目のうち 6 科目を取っていただくということで、実習の時間は決めないけれども必修であるということです。

大学のほうは 24 科目のうち、2 科目はやっていないだろうから、22 科目中ここに書かれた数を取っていただくこととなります。何か御質問、御意見はありますか。

○吉川構成員 どの表にも当てはまるのですけれども、大学及び大学院の科目のうち、足りないものがあるとした場合に、単位認定ですから科目履修で取って、受験資格に当てるといったことは認められるということでしょうか。

○北村座長 具体的に言うと、足りない。

○吉川構成員 例えば、学部の科目で言うと、㉑、㉒、㉓の科目は、従来の心理学科では

設定していない場合が多いと思いますので、ここを網羅しようと思うと、科目履修ということでもどこかで単位を取ってくる必要があるかと思いますが。大学院でも、場合によってはそのように一部分網羅できない場合、追加の科目履修で充てるというようなことを認めるという前提でこの表を読んでよろしいのでしょうかという質問です。

○北村座長 ①と②はどこもやっていないので、それは取らなくて OK、⑳と㉑のうち 1 科目は取らないといけないということなのであれば、どこかで科目履修をして取っていただければいいのではないかと思います。

○松本主査 卒業後にということでしょうか。

○吉川構成員 はい。

○松本主査 ここは附則の条文になりますけれども、基本的には省令で定めた科目を修めて卒業、というようになっており、修めて卒業しているということが認定の要件になりますので、卒業後に科目履修というのは当てはまらないと考えております。

○黒木構成員 今の所に関したことなのですが、「人体の構造と機能及び疾病」あるいは「精神疾患とその治療」というのは、医療領域の履修を非常に重視しているわけですが、現行では㉑「健康・医療心理学」の中で扱う大学が比較的多いと思います。もし可能であれば㉑と㉒と㉓を一緒にして、そのうちいずれかに相当する科目を修めるようにしていただくのが良いのではないかと考えます。

○中嶋構成員 黒木先生の意見に賛成です。㉑㉒㉓が医療、保健領域、心理との関連というようなことで、その 3 つでどれか 1 つということであればよろしいかと思います。

○北村座長 そうすると、㉑をどう扱うかです。これも生かしたいので、㉑から㉒まで 2 科目、それから㉓㉔に㉑を足して、㉑㉒㉓から 1 科目にして、㉑から㉒までの 2 科目に㉑を取ったら、それは下に数えられないので、ということよろしいですか。

このページの下から 4 行目で、㉑から㉒までの中から 2 科目を選んでいただく、これはこのまま残したいと思います。今、御意見があったように、その下の㉓から㉔と書いてありますが、㉓㉔プラス㉑の 3 つから 1 科目を選んでいただく。そうすると、上の㉑から㉒までに㉑を取ったら、下には採用できないので、㉓から㉔にさせていただきたい。上の㉑から㉒だと、例えば㉓㉔を取ったのだったら、下で㉑を取ることいいと。だから、㉑を含む 3 科目を取れば、これが全部カバーできることになると思うのです。吉川先生理解できましたか。

○吉川構成員 はい。

○北村座長 黒木先生、そういう方向でよろしいですか。

○黒木構成員 はい。

○宮脇構成員 確認なのですが、別紙 1 の「心理実践実習」というのがあって 450 時間、これは時間を問わないということになっています。これがなくても①から⑧までで 6 科目やっていれば、それはそれでいいのですか。OK なのですか。

○松本主査 事務局の解釈としては、実習科目は必須という意味です。ただし、450 時間

以上でなくてもよいという意味です。

○宮脇構成員 これは、外部に出た実習でなくてもいいということなのですか。要するに病院とか、そういう所が1か所の実習でいいのかとか、あるいは大学院内部の相談室みたいな所でもいいのかとか、その辺はどうなのでしょう。

○松本主査 そこは正に御議論を頂けたらいいかと思っております。今のところは実態を踏まえると、そこまで縛らなくてもいいのかと思っております。こちらは是非御議論を頂ければと思います。

○北村座長 450時間の、新しい制度のところはかなり厳しくしてありますけれども、この移行措置特例に関しては、実習という科目があれば、場所は問わないのではないかと思います。学内だけで済んでもいいですし、関連の病院があって、そこだけで済んでもいいとは思いますが。ただ、実習は必ずやることということでよろしいのではないかと思います。

○宮脇構成員 分かりました。もう1点はややこしい話なのですが、別紙1と2に関連する①②③④ですが、これだと特に①②に該当するかと思うのです。既に大学院を修了していた場合には、その修了していた人が①から⑨までの中のものが6科目済んでいて、しかも実習が済んでいなかったらいけないわけですよ、そういうことになりますね。後での追加では駄目だと。

○松本主査 実習を1とカウントしての6科目なので、5科目プラス実習科目ということになります。

○宮脇構成員 実習を1と。

○松本主査 別紙1の上半分ですけれども、上から5分の3、3分の2で、⑨は必須ということで合計6科目になります。

○宮脇構成員 ですから、大学院の間にこの実習、⑨を済ませていないと、後で追加的に、先ほど言われたような科目等履修みたいな形では駄目だということですね。

○松本主査 おっしゃるとおりです。

○宮脇構成員 そうということですか。それで今度は、その9科目が全部済んでいけば、①②③④については現任者のときのような5年間という縛りがないですよ。ということは、仮に20年たっても、20年前に、例えばこの例に挙がっているように臨床心理士の資格を取っていて、実習も受けていたということであれば、実務は全然付いていなくても受験できるような形になっているような感じに読めるのですけれども、そういうことですか。

○松本主査 理論上はそういうことになります。

○宮脇構成員 そうということになるのですか。それはちょっと現実的でないような気がします。

○北村座長 履修証明書がどれだけ書けるか。20年前にこれの科目に相当して、ちゃんと6科目を履修していますというのを、大学院がちゃんと書けるぐらい過去においてやっている人がそんなにいるかですよ。

○宮脇構成員 ただ、臨床心理士の養成大学院だったら、割ときちっとやっているはずで

すから、20年たっても、20年前ぐらいから書いてくれと、受けられると。

○北村座長 受けられる。

○宮脇構成員 これから10年後でも、その人がやってみようかと言ったら受けられるというような資格になってしまうということですか。

○北村座長 通るかどうかは分からないけれども、受けられる。

○宮脇構成員 通るかどうかは分からないけれども、受けることはできる。

○北村座長 受けることはできる。

○宮脇構成員 それは、縛りは掛けられないということですか。

○北村座長 法律ではそうです。

○宮脇構成員 そうですか。

○松本主査 参考資料1を御覧ください。①②は受験資格の特例、別紙の院のほうですので実習は必須になります。③は第7条第1号で定める大学院の科目を、これはフルで修めなければいけないことになりますので、こちらの実習450時間以上というのがあります。④は第2号の実務経験というのが、第2号と同じルートのを課すことになりますので、実務経験というのがあります。一番左の実務経験5年というのは、実務で5年やっていることになりますので、実習とか実務経験の類を全くやっていないという例はないかと考えています。

○宮脇構成員 ①②は、それこそ10年後でも20年後でも受けられるのだよ、という資格になるということですね。

○松本主査 はい、そうです。

○北村座長 この特例に期限はなかったですか。

○松本主査 実務経験5年、いわゆる現任者のルートは施行後5年までです。

○北村座長 他の①から④は5年までというのはなかったですか。

○松本主査 ありません。補足ですが、第7条第1号も大学院の実習をしています。そこから数十年たってから国家試験を受けても、理論上は可能です。そこは特例も同じかと思っています。

○北村座長 そういうことで、実務経験5年というのは、法の施行後5年間しかこのルートはないのですが、①②③④の4つのルートは、資格があるのであれば永遠にいつでも公認心理師試験を受けていいと。今のところ受験回数に制限はないので、落ち続けて何年も受け続けてもいいということです。よろしいでしょうか。よろしいようでしたら次へ行きます。次に、資料7の現任者のところをお願いします。

○松本主査 資料7を御覧ください。先ほども少し出てきましたが、いわゆる現任者のルートです。1ページ目は、資料としては前回と全く同じで、省令で定める施設で5年以上業務を行った者に受験資格の特例を与えるということです。5年の換算方法としては、2.ですが、常態として週1日以上勤務であった期間について法第2条第1号から第3号までに定める行為を業として行っていた期間、こちらが合計5年であれば良いとしておりま

す。また、証明書を出していただくというのが 3.です。4.に関しては、前例に倣って現に行っていないなければならないところ、「その他その者に準ずるもの」として、施行日において業務を休止又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも特例を与えるということです。こちらは、別紙に具体例を載せております。ここまでは前回と同じです。

2 ページ目を御覧ください。現任者に関しましては、実務経験5年以上に加えて、定める講習を受けていただいた上で受験資格を得られるというような規定になっております。こちらの講習会、なお書き以下の部分ですが、いわゆる現任者は一定の知識及び技能を有していると推定されますので、水準の均一化を図る。また、新しい資格ということですので、こちらは必要な水準を満たすための補完的なものということで、内容を下のとおり整理しております。時間としましては30時間程度というように、前例よりは少なめに抑えております。内容としては、以下の項目を含む講習ということで3つ挙げております。①は公認心理師の職責に関する事項、②は公認心理師が活躍すると考えられる主な分野に関する法規や制度について、③は分野に関係なく求められる精神医学を含む医学に関する知識、このように整理いたしました。以上です。

○北村座長 前回から変わったのは、今、読んでいただいた講習会の内容が入っていることです。30時間で何を教えるかということで、①職責、プロフェッショナリズムとか、そういうことになると思うのですが、クライアントファーストというような心の問題プラス倫理的な法規の問題。公認心理師は壺を売らないみたいな話です。本当に講習会で心が鍛えられるかというのは非常に難しいとは思いますが、でも、やはり訴えたい。クライアントファーストで、心の健康を害した人のために、自分の身も心も尽くして働くのがこの公認心理師だということを是非教えていただきたいと思っています。

②は5つの分野。現任者ですのでそれなりに得意な分野はあるはずですが、それ以外の分野も一応、理解してほしいと。特に、高齢・少子化社会ですので、それに関係する所は是非とは思いますが。

③は精神医学を含む医学。薬物療法などもありますので、それが有機的にうまく結合すると、より効果が上がるものと思っていますので、こういう知識も持ってほしいと思っています。

ただ、これでは不十分で、講習会をこれのとおりやると、30時間、眠いレクチャーが続くように思います。本当は、臨床研修ですとワークショップスタイルなどの講習会をやりなさいというようなことが書かれていて、少人数グループで話し合うとか、そういう教育法もありますので、30時間をレクチャーばかりで済ますのは良くないとは思いますが。

それから評価です。ただ30時間、ぼうっと出席して判子をもらったら受験資格をもらえるかというのと、何か、それも問題かなと思います。やはり30時間の最後の1時間は評価です。自分で学んだことを発表してもらってもいいのですが、そんなに厳しい試験をすればいいとは思っていません。試験というものではないですが、やはり30時間の学習の評価もやってほしいという気はいたします。ただ、こういうものは、なかなかガチッと書

きにくいので、これは各講習会の工夫に任せたいとは思いますが。教育方法、評価法も含めて実のある講習会をしていただく。内容はこの3項目だけではなくて、この3項目を含む必要なことを教えていただきたい。絶対に国家試験の試験勉強をやれというのはやめてほしいと思います。「こういう5択が出たら3番が正解です」などというのは絶対にやめてほしいと思っています。何か、御意見はありますか。

あとは講習会の自由度になります。それから、1回6時間で5回で30時間、そういうやり方です。毎週土曜日で5回シリーズというようなやり方ももちろんありますし、1週間ぶっ続けで30時間、1週間も掛からないと思いますが、そういうやり方もあると思います。講習会を開催される団体のほうで、いろいろな工夫をお願いしたいという次第です。よろしいですか。では、引き続き8をお願いします。

○松本主査 資料8を御覧ください。公認心理師試験についての素案です。こちらも前回とほとんど変わりはありませんが、1か所だけ修正しております。4.の試験実施時期についてです。こちらは前回、平成30年中というように書いておりましたが、「平成30年12月までに」第1回の国家試験を実施すると明記しました。資料については以上です。

○北村座長 現在が平成29年の3月です。1年半ちょっと後には実施されるということです。もちろん、この試験実施組織において、試験範囲あるいは試験委員の選出、試験委員会等々、大変なことがあるのでこれでも時間が足りないように私は感じます。やはりしっかりとした目標、お尻を決めておかないとだらだらとなるので、今日、ここで平成30年12月末までというのが出たので、勉強する人、準備する人、しっかりと動きが取れるのではないかと思います。いかがでしょうか。ありがとうございました。

○丹野構成員 確認ですが、今、その出題基準とかブループリントというのは指定試験機関、つまり研修センターが作るという形ですが、それではよろしいですね。このワーキングチームとか親委員会でそういうものを作るとかではなくて、指定試験機関に依頼するということになる。

○北村座長 事務局、答えられますか。

○松本主査 まず、ブループリントを作ることも自体はまだ固まってははいないですし、当ワーキンググループ、また親検討会の検討事項の中にはこういったことは入っておりません。また、最初におっしゃったように、もし出題基準を作るとなると、最終的には試験事務を行う機関が固めるということにはなります。ただし、その出題基準の作成に当たっては、文科省、厚労省のほうでも少し整理していきたいとは思っております。

○北村座長 ありがとうございました。

○丹野構成員 もう1つ確認です。先ほどの講習会のところですか。ここに書いてある講習会というのは、資料7の②ページの5.「法律上、いわゆる現任者においては、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会」ということですが、指定試験機関が講習会を行うのは当然だとは思いますが、それ以外にも、いわゆる業者とか、学会とか、協会とかといった団体が講習会をすることも可能なのでしょうか。大臣にその認可を求めればいい

ということになるのですよね。

○松本主査 制度上はそれもありうると思います。

○丹野構成員 可能ということですね。

○松本主査 ただ、ここに関しては、まだ指定などは全くされていないところです。

○丹野構成員 分かりました。ここも今後、また決めなければいけないところだとは思いますが、よく分かりました。

○北村座長 そう思います。

○川畑構成員 1点質問です。

○北村座長 どうぞ。

○川畑構成員 記憶違いかもしれないのですが、省令で法施行から1年以内に試験をしなければいけないとか、そういう縛りはなかったでしたか。

○松本主査 法律を施行する年には試験を行わないことができるかと規定されております。施行が今年の9月までですので、平成29年中には行わなくていいけれども、1年に1回以上実施することになっているので、平成30年からは年に1回以上行わないといけないと法律上は規定しています。

○川畑構成員 それで12月ということですか。

○松本主査 はい。

○川畑構成員 ありがとうございます。

○北村座長 ほか、いかがでしょうか。

○吉川構成員 前に戻りますが、受験資格の特例について、②学部制の科目履修についての確認がもう1点あります。附則第2条の3号の所ですが、これは、具体的には、今、在学している大学生に関わるようになります。

施行日は今年の9月ですから、今、在学している大学生で、今後、新たに大学院に入る人たちも、公認心理師になるためには、在学している大学でこの受験資格の特例②を履修しなければいけないということになります。先ほど追加の科目履修は駄目という前提をお話いただいたのですが、少なくともこれから4年生になる人に対して、新たな科目を設定することはできないので、何らかの特例を認めないと現場が非常に混乱するというか、不公平になる。来年度3年生になる人であれば、4年生になる来年に新たに立ち上げた科目を履修することはできるのですが。この4月から4年生になる人のために、追加の科目履修による単位認定を認める等の特例があるとすると、文科省、厚労省が省令で定めるものを修めて卒業した者に続くフレーズ、「その他その者に準ずるもの」の解釈を少し広げていただくことでこの4年生を救済することができるのではないかと思います。御検討をお願いできますでしょうか。

○松本主査 「その他その者に準ずるもの」については親会の検討会事項になっておりますので、そちらだと思います。こちらの特例の趣旨としては、7条1号、7条2号と同じような教育を受けた人にも与えてあげるべきだということなので、これからほとんどの科

目を履修する人に対しても認めるべきかどうかと、その辺も含めて、議論にはなるかと思
います。

○吉川構成員 はい。

○北村座長 先生のおっしゃるのは、今の4年生で、ある科目が開講されていないのでど
うするかということです。考えられるとしたら、例えばほかの大学との単位互換で4年生
の間にほかの大学にも1科目だけ取りにいくみたいなことであれば、卒業していないので
OKですね。

○吉川構成員 はい。

○北村座長 それから、夏休みに集中講義的に15回分の集中科目みたいなものを用意す
る、それならば今からでも、ひょっとして間に合うかもしれない。

○吉川構成員 大学は既にカリキュラムを決めているので、実は4年生だけは今提案され
ている科目を履修することが難しい場合も出てきます。

○北村座長 そうなんですよね。だから、どこかで読み替えのできるような近い科目の内
容を今から少しじっていただくとか。

4年生だけの特例を作るというと、またややこしくなると思うのですが。

○吉川構成員 恐らく、大学の心理学の教育現場では対応に非常に苦慮する点になるだろ
うと予測されます。

○北村座長 ほか、よろしいでしょうか。国家試験のことが資料8の上から5行目くらい
にあるのですが、法では現任者について科目を免除することができるとは書いてあるので
す。一応、国家試験は科目を立てないで、この問題が出たからといって、それが発達の問
題なのか家族心理の問題なのか、何の問題か分からないような形の複合的な問題も作って
いくということになるので、どの科目を免除という概念が発生しません。したがって、科
目免除ということはないという御理解でよろしいでしょうか。確認です。ではここまで
OKとして、戻ります。資料2、3辺りの科目をよろしくお願いします。

○松本主査 では戻って、資料2から資料4まで、まとめて御説明いたします。

資料2はカリキュラムの到達目標、要するに、国家試験を受ける前の段階で達成すべき
目標というようなものです。1から24まで24項目、その下に幾つかということで整理し
ております。前回からの変更としては、4ページ目の一番下、24-3です。「心の健康に関
する知識の普及を図るための教育及び情報の提供ができる」、こちらの1項目を追加して
おります。

資料3は大学及び大学院における必要な科目の考え方ということで、1.が大学における
必要な科目、2.が大学院における必要な科目についてということで、基本的な考え方を整
理しております。前回からの変更としては、①、前回までは講義及び演習科目としていた
のですが少し紛らわしいということで、「講義科目」と変えております。また、アの①の
下線部分、また2ページ目の大学院のアの①の部分ですが、今回、必要な科目の検討に当
たっては、1科目2単位以上履修することを想定した上で検討しましたという趣旨を明記

しております。また、大学の③演習科目も2単位以上履修することを想定したと追記しております。資料3の変更点については以上です。

続いて、資料4を御覧ください。こちらが具体的な科目の素案です。まず1ページ目、科目の名前の変更です。大学における必要な科目のうちBの⑩「家族・社会・集団心理学」ということで「家族」という語句を追加しております。また、大学院における必要な科目の部分は、⑦「心理支援に関する理論と実践」ですが、前回2科目だったものを1科目にまとめております。また⑧「家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践」ということで、こちらは「集団」という言葉を足しております。それぞれの科目に含まれる事項が2ページ目から4ページ目、大学院の場合は6ページ目にも記載しております。こちらは変更はありません。

5ページ目は大学における演習と実習についての説明です。こちらも内容としては変更はありませんが、実習施設の例示を別紙に付けています。また、5ページ目の下から2つ目の○、学外の施設に所属する指導者の要件ということで、そちらの経過措置の部分、「当分の間は、5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等も可とする」とありますが、こちらは臨床心理技術者等の解釈が少し分かりづらかったようですので、括弧内に、それが何を指すかという趣旨で、「現に心理の支援に関する業務を5年以上行っている者を含む」ということで、少しくどいようですが、こちらを明記させていただきました。

続いて6ページです。大学院における必要な科目に含まれる事項ですが、こちらは科目自体が10科目から9科目に減っているというところもありますが、⑦に含まれる事項を、元あったものをまとめたというものです。また、⑧「家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践」は、こちらに含まれる事項として5番の「心の健康教育に関する理論と実践」というものを追加しております。

続いて、⑦ページの大学院における実習科目の内容です。一番上の下線部分、「見学だけでなく」以下ですが、こちら、中身の趣旨としては変えたつもりはなくて、趣旨がより明確に分かるような日本語に事務局で書き換えたものです。要するに、見学だけではなくて実際に支援の実践をすること、また、いわゆる5分野の施設のうち3分野以上の施設において実習を受けることが望ましいというように記載しております。また、ただし書以下のおり、医療機関は必須で、医療機関以外の施設においては、実態を踏まえて見学を中心とする実習も含むというような書きぶりは、前回と変わっておりません。こちらにも具体的な施設の種類の例示については大学と共通で、別紙のとおりです。また7ページの下部分、学外の施設に所属する実習指導者の要件の下線部分については、5ページの大学の部分にあったものと同種のもので、説明は以上です。

○北村座長 ありがとうございます。何遍もやった資料2から資料4までの科目のことです。変わったことで大事なことは、1科目2単位くらいをめどにと。2単位というのは、堅いことを言うと、90分授業の15回で2単位だと思いますが、最近は時間も決まってい

ませんし、結構緩々なのですが、当該大学でどう呼んでいるかによりますが、いわゆる 2 単位です。4 年制で卒業までに 124 単位だったと思うのですが、その中でこの 24 科目を、それぞれ、2 単位ずつ取ったとしたら 48 単位になるので、4 年間の大学 124 単位中の、半分まではいかないけれども、3 分の 1 以上、半分近くを心理関係のことで取ってほしいという、そういうイメージになります。それが大きなことです。

資料 4 を見ていただくと、科目の名前が変わっております。1 ページ目で出来たものを見て、これでいいのかな、どうなのかなというのが、学部のほうでの⑩「家族・社会・集団心理学」という科目で、大学院のほうは、下から 5、6 行目、⑧「家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践」ということで、順番とか書きぶりが違うのです。これはこれでいいですか。

○丹野構成員 大学のほうの科目で⑩が「家族・社会・集団心理学」となっています。前回までは「社会・集団心理学」だったのが「家族」を入れるということで前回のワーキングチームで合意されたので、それには異論はありません。しかし、この順番が「家族・社会・集団」という順番になっているのです。私は、最初は「社会・集団・家族」というように、広いほうから狭いほうにいくのだと思っていたら、一番狭い「家族」が最初に来て、次に広い「社会」となって、その次に「集団」というようになっていたので、これはちょっとちぐはぐなイメージがあると思うのです。

心理学の中では「社会心理学」という広い枠があって、その中に「集団」があって、その集団の一部として「家族」があるわけですね。3 団体案の科目では「社会産業心理学関連科目」の中に「家族心理学」とか「集団心理学」が入っていました。やはり大学の科目の構成としては、まず最初に「社会」がきて、「社会・集団・家族」というほうが分かりやすいと私は思うのです。

○北村座長 院のほうはどうしますか。

○丹野構成員 大学院のこの科目で、⑧の家族関係・集団・地域社会という科目は心理療法に関するものです。心理療法に関わる領域が個人だけではなくて、小さいほうから、家族、集団、地域にも入れようとする科目です。学部の⑩の科目は、心理療法に限らず一般的な心理学の基礎的な考え方を学ぶということなので、やはり、ちょっと違うと思うのです。だから、別の論理で構成してよい。

あと、到達目標のところも、よく見ますと 3 つあって、1 が人間関係集団、2 もそうで、3 に家族が入っているのですよね。だから、到達目標の順番から言っても、社会・集団・家族というように、大学のほうはそのようにしたほうが自然かなと思いました。

○北村座長 皆さん、よろしいでしょうか。では、社会・集団・家族という順番にさせていただいて、院の⑧はこのままでいくと。

○丹野構成員 はい、それはそのまま結構だと思います。

○北村座長 ほか、いかがでしょうか。ここの所がちょっと引っかかっています。

○沢宮構成員 大学院における必要な科目の A. 心理実践科目についてです。現在、「心

の健康教育に関する理論と実践」が、今、話題になりました⑧の「家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践」に5番目の事項として含まれておりますが、これは、やはり独立した科目として設定していただければと思います。

理由は2つあります。第1に、国民の心の健康を保持・増進するためには、今後、予防のための心の健康教育とか心理教育がますます重要になるだろうということ。第2に、第2条では公認心理師は4つの行為を行うことを業とするというように規定されておりますが、その4つの行為に対応するように4科目を設定したほうが全体として整合性が取れると考えるからです。法の1から3に対応する科目がありますのに4に対応する科目がないのは、やはりバランスに欠けるかなと思います。

○北村座長 具体的に、どこをどう変えますか。

○沢宮構成員 9番目の科目として、心の健康教育に関する理論と実践を入れるということです。

○北村座長 大学院。

○沢宮構成員 大学院です。大学院の⑨として心の健康教育に関する理論と実践を独立させるということです。

○北村座長 ただ、科目が2単位となると、足してしまうと単位数が増えるのです。だから、余り増やさないと収まるので、できれば、どこかに明示するのがいいとは思いますが。

○丹野構成員 前回の議論だと、心の健康教育というのは別の科目で立てるというようになった。「力動論」と「行動論・認知論」というのが2つあったので、それらを合わせて、科目を1つ削って、その削った分を1科目増やすというような議論だったと記憶しているのですが。

○北村座長 それはどうしたのですか。

○松本主査 最終的に議論の結果、家族関係集団心理社会の科目の中に入れるのでいいのではないかというような意見もあり、そちらに収まったというように認識しております。

○丹野構成員 そうでしたか、ちょっと記憶と違うような気がします。

○北村座長 科目数を余り増やしたくないのです。だから、力動論を足して⑦にしたのですよね。

○松本主査 そうです。

○北村座長 それで⑧。健康教育。

○奥村構成員 世の中にはいろいろな問題があって、地域や学校での母親たちへの教育とかレクチャーとか、そういったものを求められる場も増えておりますし、⑧の5というように入れてしまうと、どうしても教育の中身として量が減るとか、一応付け足しのように置かれてしまうのは、今後勉強する人たちの心意気とか、そういうものを育てるために少しマイナスという気がします。

単位数ですが、2単位ずつで9科目で18単位で、大学院の卒業要件は30単位というこ

とで言えば、そんなに割合が増えるとも思えないのですが、いかがでしょうか。

○北村座長 9科目にして、「心の健康教育に関する理論と実践」を9番目に足してみますか。皆さん、よろしいですか。では、そういうことで。

○松本主査 足すということで、合計10科目になるということだと、議論が特例のほうに影響します。受験資格の特例のうち、今のところは9科目を分類して、一つ一つ何分の何科目というように定めて、今のところは合計6科目としておりますが、ここに新しい科目を追加することで、特例のほうはどのようにするかということをして是非御議論いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○北村座長 資料6の別紙を見たほうが良いと思います。1枚目に9科目が書いてあります。⑧と⑨の間に新しく「健康教育」が入ると、一番簡単なものでやれば、そこの横にあるように⑥から⑨までの科目について、2科目以上を修めるということで、科目数をそんなに減らさないでやるのは小手先ではいいですが、その2科目が偏った2科目だと、アセスメントに関する理論と実践を知らなくてもいいのかとか、心理支援に関する理論と実践を知らなくていいのかという恐ろしいことになってしまいます。だから、ここに⑥、⑦、⑧、⑨まで増えて、3科目以上ぐらいにしないと、ここから選ぶとしたら足りないかなという感じになります。ここを3科目以上にすると、全体が1科目増えます。合計6科目以上相当が7科目以上相当に変わります。現実はどうでしょうか。

○増田構成員 心の健康のやり方というのは学んだほうが良いと思います。それを実際にどうするかというところですが、心理的アセスメントと心理支援というのは必須だろうと思いますので、⑥、⑦は必須で、⑨が心の健康教育だとすると、⑧と⑨はどちらかの選択でも良いかなと思います。

○北村座長 よろしいでしょうか。どこも⑥と⑦をやっていない所はないと思いますので。

○川畑構成員 ⑧と⑨から1科目となると、していない大学院はかなり多い可能性があります。

○丹野構成員 ⑥から⑨の4科目のうち、2科目で十分のような気がします。

○北村座長 ⑧、⑨だけをやっているような所はないですね。

○沢宮構成員 ないと思います。

○丹野構成員 ないと思います。多分、⑥、⑦はほとんどの大学院がやっているの、それで問題ないと思います。

○北村座長 一番簡単なのでいきましょう。⑨に心の健康を入れて、⑥、⑦、⑧、⑨から2科目ということでよろしいでしょうか。

○沢宮構成員 はい。

○増田構成員 はい。

○北村座長 ここは何遍もやりましたので煮詰まってきたと思います。

では、資料5にいきます。説明をお願いいたします。

○松本主査 事務局が議論を止めてしまって申し訳ないのですが、新しくできる「心の健

康教育に関する理論と実践」は、試案上、科目の名前を「心の健康教育に関する理論と実践」にするということによろしいでしょうか。

○北村座長 はい。

○松本主査 そうすると、含まれる事項というのはどのようになりますでしょうか。整理いただければと思います。

○北村座長 その上の①②③④の辺りは、科目の名前と含まれる事項がほとんど同じなので、取りあえずは⑨は「心の健康教育に関する理論と実践に含まれる事項」として、1「心の健康教育に関する理論と実践」、あるいは分けて 1「心の健康教育に関する理論」、2「心の健康教育に関する実践」でいいと思います。

○沢宮構成員 それでよろしいと思います。

○北村座長 では、理論と実践は、それぞれ 1 と 2 でお願いできますか。

○松本主査 ありがとうございます。

○北村座長 資料 5 の説明をお願いいたします。

○松本主査 資料 5 は実務経験についての素案です。こちらは前回に御指摘もありましたので、まず 2 段落目です。「実務経験の期間を定めるに当たっては、法附則第 3 条の規定により、法第 7 条第 2 号に掲げる者が同条第 1 号に掲げる者と同等以上に心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるようにすることが必要である」という文を追加させていただきました。

また、プログラムの内容の例ということで、内容として 1 つ追加しております。「プログラムを適用する者の募集定員」ということで、前回中嶋構成員からも資料を提出いただきましたが、募集定員を明記することを新たに追記しております。

また、3. の期間についてです。こちらは様々な意見がありました。「プログラムを持つ施設において 2～3 年の実務経験」という所は前と変えておりませんが、親会にこちらの素案を提出するに当たっては、こちらは特に期間についての素案に対する意見ということで、別紙にあるようなものを素案に付けて、検討会に御報告する形をイメージしております。

別紙を御覧ください。こちらはいずれもポツの所を出してある意見なのですが、前回までに構成員の先生方から頂いた意見を、それぞれなるべく近い形で書いております。①②は、プログラムありきの御意見であり、それぞれ「2 年以上にすべき」「3 年以上とすべき」というものに対する考え方を書いております。③は、実務経験に対してプログラムを厳しく設けることが現実的ではないとか、プログラムを満たしていなければ実務経験とはみなせないのかといった御趣旨の意見もございましたので、プログラムを設けないで別途期間を設定するという意見として集約しております。こちらに関してはいろいろと意見がありますので、1 つにまとめずに御報告して、親検討会で様々な現場の構成員の方にも議論いただければと思っております。以上です。

○北村座長 この会 8 回を通じて、ほとんどが先生方の寛容な心で大体まとまってきたの

ですが、ここが一番下の「2～3」に関しては、非常に多くの御要望や御意見を頂いております。「3にすべき」という御要望が非常に多かったです。

ただ、現実に資格のない人を現場でそれだけ雇用できないかもしれないという、言ってしまうと、家庭裁判所と司法のところ、いわゆる公務員として雇用してしまう関係上、なかなか難しいというようなことも聞いておりますし、このチームに司法関係が実は入っていないと、司法関係の方の意見が十分に聞こえないということがあり、「2～」が付いています。できれば「2～3」のまま上に上げて、上で決めてくださいというところにしたいたと思っています。その解説書という意味で、別紙を作ってもらいました。別紙というのはメモ以上の意味はありません。素案に含まれないものと理解しています。素案は、その前のページだけです。

そのメモで、2年でもいいではないかという理由、「2年以上とすべき」。十分に議論したかどうかは分かりませんが、書いてみればこのようなところかなということ。ポツに書いてあるのが本音に近いところですが、素案に示されている科目を履修するプログラムを履修できるように作ったら2年では到底難しいとは思いますが、もしできるのであれば、2年でもいいかなというのが本音で、恐らく無理だろうなというのが行間にあります。

「3年以上とすべき」というのは皆さんの大きな声があるので、多く書かなくてもいいとは思いますが、修士課程で2年でやることを働きながらやって、もちろん働くということが学習の場ではあるのですが、それ以外の学習をやれば3年ぐらいはかかるでしょうというのが、まとめた意見だと思います。

③は、実は余りディスカッションをここではしてなくて、急に出てきた感じが否めないのですが、プログラムを設けずに、例えば実務経験を5年間やれば受けられるようにしたらどうかという根強い御意見があるというので、ここに書いてあります。私の個人的な信念では、プログラムなき教育というのはなくて、ある所にただボーッとしていれば教育したというわけにはいかないのです。ただ、プログラムというものを余り作ったことのない人にとって、プログラムというと小学校の時間割のようなガチガチのものをイメージしがちですが、そうではなくて、1週間の計画で、どこで働いて、指導者とは毎週1時間金曜日の夜に会うとか、月曜日の朝に会うとか、あるいは1週間やった仕事の自己評価をレポートにして、指導者からアドバイスを受けるとか、スーパーバイズを受けるとか、そういうことが書いてあれば、それで立派なプログラムです。もちろん、2年なり3年なり、その到達目標のチェックリストなどがあればいいと思うのですが。プログラムがないというのを認めるというのは、不思議な教育だとは思いますが、上へ上げるときの考えの1つとして書いておきたいという人もいますので、書いてあるという感じです。これを付けて上げようということです。何か御意見はありますか。

○沢宮構成員 今、座長から家庭裁判所調査官の話が出ました。2年のプログラムの1つの例として出されたと思うのですが、家庭裁判所の調査官の場合には、採用後は全員が総

合研修所に入所します。そして、採用庁でのいろいろな実務研修を経て、約2年間にわたる研修で理論と実践を積み重ねていきます。その後も様々な研修で専門性を高めていきます。最高裁判所に裁判所の書記官の研修所が設置されたのが確か1950年で、家裁の調査官の研修所が設置されたのが1957年だと思えます。つまり60年以上の歴史があるわけです。そのような歴史ある研修システムでさえ、2年間の研修なのです。

しかも、これは1つの領域の研修だけで2年間です。「患者中心」という観点に立てば、公認心理師として「私はその領域のことは知りません」とは言えません。汎用性のある資格ということを見ると、他領域でも研修を行うことが必要になると思えます。そのように考えると、このようなプログラムの存在というのは、むしろ2年ではなかなか難しいということを示すエビデンスにもなるのではないかと思います。

先ほども御発言がありましたが、前回のワーキングチームでは座長が「普通にやれば3年はかかるが、セミブラック企業なら2年でOK」とおっしゃっていただきました。ブラックではまずいのですが、それと重なっているのではないかと思います。

心理系の公務員というのは、採用後に本当に手厚く研修を行っています。プログラムの審査及び認定については、当分の間は文部科学省と厚生労働省で行うことになっておりますが、資格の汎用性が担保できるように、文部科学省と厚生労働省でプログラムを審査、認定していただければ、全く問題はないと思えます。

ただし、そのために「2年」という文言を入れて、「2～3年」とするというのは、少し違和感がございます。以上です。

○北村座長 司法の人だけで2年間の研修をしているわけですか。

○沢宮構成員 研修所は、きちんとした教育機関でやっているということです。

○川畑構成員 まず、3年以上とすべきという理由のところは、今から加えることは可能なのでしょうか。

1つ加えていただきたいポイントとしては、大学院での多様な教育・研修機会と同等の機会を保障するために、日常業務のスケジュールから離れた、まとまった研修時間を確保する必要があるということが根拠になると思えます。

③については、今の座長の御説明でも、このワーキングチームでこういう意見というのはあったのでしょうか。

○北村座長 ないと思えます。

○川畑構成員 ないですね。ないものをポツが3つという形で親会議に上げるというのは、非常に誤解を生むというか、ワーキングチームでそういう意見がなかったものが、どうしてワーキングチームの意見として出されるのかというところには、私は納得がいかないのですが。

○松本主査 下の③の3つのポツの意見ですが、前回の発言を基に、ほぼそのままという部分はありますので、「なかった」ということではないと思えます。

○川畑構成員 前回のどなたの意見なのかをお示しいただくことはできますか。

○松本主査 名指しで大変恐縮ですが、1 つ目は増沢構成員がおっしゃった御意見かと思
います。奥村構成員からの意見も、このようなものがあつたかと思っております。

○中嶋構成員 増沢先生も奥村先生も、実務経験プログラムの困難について述べられたと
理解しているので、設けずに実務経験の期間を設定すべきということではなくて、実務経
験プログラムに困難があるということの指摘だと私は理解しています。これが1点です。

2点目は、「3年以上とすべき」という意見に、先ほどの司法の例を取って、私は反対
します。きちんとした教育を受けて、きちんとした研鑽を経ている人を、3年を超えて、
そこまで待てというのは、受験資格を与えるという意味で言うと非常に不当で、差別的で
あると私は思います。

③になっている全く研修の仕組みがないような所で何年かやったから、では受験させろ
ということではないわけで、実務の方たちは実務のところをやりながら、その後も大学院
の方たちと同じように研鑽を続けるわけです。

ですから、まず受験の資格を、きちんと2年間なり3年間なり勉強した方に与えるとい
うことが保障されるべきだということで、3年を超えてということで、3年以上について
は私は反対したいと思っております。

○北村座長 中嶋先生の御意見は、①の一番上のポツに反映されていると思えます。非常
に密度の濃い研修をする医療機関等であれば、2年で、大学院の2年ぐらいのことは教え
られるとおっしゃっているし、そういう所もあるやに思えますので、そこに反映されてい
るものだと思います。

○中嶋構成員 はい。

○北村座長 ③に関しては、私も記憶が戻ってきました。確かに、「現場でプログラムを
作ることは非常に困難である」ということをおっしゃったので、一貫して、プログラムと
いうのはそんなに固いものではなくて、作ってみれば難しいものではないというやり取り
をした記憶があります。

○宮脇構成員 プログラムの件に関して私も発言しまして、例えば日精協なら日精協で1
つまとめて作っていただくこととしないと、なかなか受けにくいだろうと。また、中嶋先
生に提示していただいたようなプログラムのようにしっかりしていれば、それをきちんと
やれば2年で受験は可能だとも言わせてもらったと思えます。

医療の領域では、きちんとできないと仕事をさせることができないので、かなりきちん
とした指導をする場になっているとは思うので、私は2年以上とすべきだと思いますが、
例えば2年以上なのだけでも、かつ2,000時間、2,500時間と。推進協という団体では、
「2年以上かつ2,500時間以上」となっているわけですが、そのように縛りが必要なの
ではないか。その代わり、プログラムがよほどしっかりできていけば別なのですが、常勤職
として2年はきっちりやっていないと、とても難しいという形で、2年は入れるけれど
も、同時に2,500時間以上という形にさせていただきたいと思えます。

もう1つは現実的な話ですが、前回も言いましたが、大学院修了前に受験できないと余

り意味がないので、試験の期日というのは1月、2月にやっていただきたいと思います。そうすると、大学を卒業して受ける人は、2年と例えば9か月とか、そのような時間で、大方は3年に近くなってくるだろうと。そういうことも頭にはあるのですが、そうなるだろうということで、余計にその辺を主張させていただきました。

○北村座長 今の御意見がこの前もあったというのを思い出しました。ただ、1点確認は「2,500時間」というのは、2年間でですか、1年間でですか。

○宮脇構成員 2年間で、かつ2,500時間です。

○北村座長 2,500時間でいいのですか。

○宮脇構成員 2,500時間をクリアできないと駄目だとしたらいいと思います。

○北村座長 いや、もっと高くでもいいと思います。週40時間で、50週で2,000時間ですよ。

○宮脇構成員 今で言いますと、例えば7時間で40週ぐらいをやって2年ぐらいだと、やはり2,500時間をクリアするぐらいの形になってくるかなと。

○北村座長 やはり時間はあったほうがいいかもしれないですね。

○宮脇構成員 しっかりとそここのところは。

○北村座長 2年というのも、ずるずるの2年と厳しい2年とありますので。

○増田構成員 まず、メモについてです。メモの③の所は先ほどから議論があるように捉え方が違うので、ここは修正が必要だと思います。

2点目は、プログラムが必須だということは、ここでコンセンサスが取れたのだろうと思います。プログラムの時間のことが、今ありましたが、内容についてもそうですが、実習施設として、実習指導者の資格を有する者が1人以上になっていますが、実際に勤務したときに、そこで実習プログラムをするときには仮に1人でやるとなると、非常に研修員と指導者の相性の問題、それからこれは汎用性の資格にもなるので、指導する人がほかの領域も教えなくてははいけません。大学院、大学等から講師を呼ぶとか、そういう形でするのであれば可能でしょうけれども、指導者側の負担感が非常に大きくなることもあると思います。

内容についてですが、先ほど大学院の授業科目は、理論科目が9科目、実習科目が1科目で、計10科目になりました。附則第3条の規定により、「1号に掲げる者と同等以上に心理学その他の科目に関する」ということが書いてありますので、大学院の科目と同等の科目を研修プログラムの中には提供することが必要だと考えます。

○北村座長 プログラムが要るというのは、コンセンサスとしてよろしいでしょうか。

○増沢構成員 ③の所は私の意見だということなのですが、プログラムが必要だというのは私も同感です。ただ、プログラムがどんなに質のいいものであっても、そのプログラムを作れる施設と作れない施設は当然あるわけです。そして、そのプログラムを作れる施設に就職した者だけ、その教育を受けながら受験できていくということに限られるということが、私の中で疑問があります。例えば別の機関がそのプログラムを用意して、その機

関で従事しながら、そのプログラムを受けていくということを可能にしてほしいと思うのです。この前もお話をしたのは、特定の現場が養成校的なものを作って、そこに限って従事者が資格を持っていくというのがおかしいと思うわけです。

私がこの2つの意味で問題を感じるのは、従事するということと、養成校に行って給料をもらいながらというのは、動機がずれてくると思うのです。資格を取るためにそこに行くという動機が生まれます。あるいはその医療機関に就職したくて、そこに行ったとしても何人かは実現しないわけです。そういう雇用の在り方というのに、私は1つ問題を感じます。そして、ほかのカリキュラムを受けながら、従事者が時間をかけてでも、私は3年、4年かかると思うのです。その道を作っていただきたいと思います。そうすると、私は現場の感覚として、1年目は就職した施設に慣れるのが精一杯です。しかし当然その施設を通しての臨床は濃密に学べるわけです。でも、汎用性のあるということが資格としてあるものですから、そしたら外に出て学ばなくてはいけない、それは2年目からでなければ、どんなにいいプログラムがあっても2年目からでなければとても余裕はなく、無理なのだというのを、現場の感覚として申し上げたということです。

○北村座長 正にそう思います。中嶋先生が提示されたプログラムは素晴らしいのです。逆に素晴らしすぎて引くところもあって、これは私にはできないというぐらいに素晴らしかったのです。決して2年で修めなければいけないという話ではなくて、増沢先生がおっしゃったように、身の丈に合ったプログラムを作っていただいて、身の丈というのは病院や施設の身の丈もありますし、そこで学び始めた人たちの身の丈もあると思うのです。そして、4年間の学部を卒業した人でもいろいろなレベルがありますから、1年目は on the job で職務に慣れて、2年目からは on the job に加えて他分野のことも勉強するとか、基礎的な理論も勉強し出して、3年目、4年目は、学んだことと自分の経験したことをコンバインして、自分なりの心理士の世界を作っていくというようなプログラムを作っていただいて、4年、5年たって、うちのプログラムを終えて、受けるとか、そういうプログラムで十分だと思います。プログラムの長短よりも、プログラムがあるということにコンセンサスということによろしいでしょうか。

○吉川構成員 今、プログラムがコンセンサスを得られましたら、増田先生が述べられたどの現場でも実践をしながら通うことのできる研修所が1つできて、それで、実務プログラムと同等にみなされる案というのは立ち消えたということになりますね。その点と、もう一点は、別紙の①は座長の御意見も入っているということですが、3点目の黒ボツの3つ目、「病院等では2年程度で一人前の知識・技能が身につく」という御意見ということですか。これは中嶋先生にお伺いいたしますが、プログラムの背景にある考え方として、このように考えておられるということによろしいのでしょうか。

○中嶋構成員 要求水準によって決まると見ていて、一人前をどのように定義するのかによろしいと思います。

○吉川構成員 そうなのです。

○中嶋構成員 それで、私が申し上げているのは、とにかく3年を超えて待たせるのは不当だということの1点に尽きます。

○吉川構成員 では、この一人前というのは要求水準によって異なるとすれば、2年程度でどのくらいの知識や技能が身に付くと考えておられるのか述べていただくことはできませんか。

○中嶋構成員 あのプログラム自体を実際に運用しているわけではないので実態の成立は難しいですが、ただ、私どもが希望している『難しい事例でも、何とか本人が1人でやろうとすると、グループでというのかチームで望めば適切なプランニングや、あるいはケアの提供等ができる』というレベルには達することができるかと思っております。そうすると、それは公認心理師として必要な資質、ほかの領域のことというのは汎用性ということではなくて、コアコンピタンスとしては達せられるのではないかと個人的に思っております。

○吉川構成員 かなり難しい事例でも1人でやろうとするとおっしゃいましたが、それは医療現場のプログラムですよ。医療現場は法の第42条の2号、公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に関わる主治の医師があるときは、その指示を受けなければならないということで、医療現場では医師の指示下でしっかりと機能するということになると思います。そうすると、2年間のプログラム、一人前の、かなり難しい事例でも医師の指示の下でやろうとする技量が身に付くところまでを考えてくださったと思います。ところが、それで公認心理師に合格されると、汎用資格ですので今度は医師の指示がない現場に出ることもあり得ます。ほかの領域に関する実践について、どのように知識をいかしていくのかということもかなり学ばざるを得ないと考えていると、中嶋先生が作ってくださったプログラムは、医療心理師としては非常に優れたものだと思いますが、汎用性のある公認心理師のプログラムとしては、やはり医療心理師としての完成にプラスアルファ、これは座長も最初におっしゃっていたと思いますが、その部分は非常に大事なところになってくるのではないかと。

この議論の中で、メンバーは非常に寛容だったと言われましたが、今、振り返っても決して甘く考えて同意したわけではないと思います。長い議論を経て出されたであろう、3年という終着点を早い時期に座長が時間を節約して提案なされたので、私たちは、これはもう幾ら議論の時間を長くとっても、そこに落ち着くだろうと考えて、3年で同意をした。私たちの考え方が寛容であったのではなく、そこがぎりぎりのせめぎ合いの着地点と考えたのでした。私たちの考えはそもそも5年なのです。でも、今回の公認心理師の趣旨にのっとって何とか3年であればと、あのかの座長の提案に対して私たちは異論を挟まなかった。寛容と表されるよりは、そこで同意した意を十分酌んできたい。それにもかかわらず、今何かよく分からない理由で「2」という数字が入ってくるのは納得できないと考えております。

○北村座長 この議論はなかなか難しいのです。議論というのは前半の部分です。教育の

用語でいうとトランスファーとか転移と言います。2+3 が 5 になるということを学んだら、2 人と 3 人がいて 5 人になるのも分かるし、リンゴが 2 つと 3 つあって 5 つになることも分かる。もっと頭のいい子はリンゴが 2 つとミカンが 3 個あっても果物が 5 個と言えるようになる。

では、病院という現場で病院に必要な心理士の仕事をやったら、発達心理もできるようになるのか、司法の心理もできるようになるのか。ひょっとしたら頭のいい子は、それが分かる。教育のトランスファーで、小児科で学んだことを使えば発達心理の教育の現場で使えると言うかもしれないですが、それとこれとは全然別なので、小児科で学んだことと学校教育でやることは全然違う。それはそれでやらなければいけないとしたら、病院の中にいて発達心理を学べるというわけではない。ある意味、人にもよるとは思います。

どこまで、そういう教育のトランスファー、転移を認めるかです。全く認めないとしたら代表的な 5 分野を全部経験しろということになってしまい、かえって混乱を来します。3 つもやれば、あと 2 つくらいは自分で勉強して応用が可能であろうということでカリキュラム等はできています。そこの考え方は難しいですね、病院で 2 年やって本当に利口な子は確かに全部分かるかもしれないが、本当に司法まで分かるのかみたいな気はしないでもないのです。これが一人前の転移によるということの解説というか、一人前とは何かということなのです。

2 と 3 に関しては、何遍も言っていますが、自分としてはぶれていないつもりで、3 が基本だと思います。ただ、先ほど宮脇先生からもあったように、時期のずれで 2.8 年、2.9 年とか、そういうことも起こり得るかなという気もしています。試験の時期等にもよると思います。ただ、2 という数字を残すことに個人的には賛成するわけではなく、3 がいいと思っています。

○黒木構成員 情報提供ですが、実は国立病院機構の心理職にも実務期間としてプログラムベースの教育をしようという考えがあるようです。そこでは 2 年の間に、全国的なネットワークを利用して、医療観察法病棟で司法領域、特別支援教育の院内学級で教育領域もカバーできると言います。

私が思うのは、実務期間を 2 年やった後、それだけで完成するものではない。さらにその後の研修も込みで考える必要がある。

将来的にはさらに資格を取ってからの研修、あるいはインターンはどうしても必要になっていく。海外のトレーニングの制度を見ていると、そのようにステップアップしていくということがあります。将来的な制度設計を考えると、今、期間を均一化しておく方がいいのではないかと。そういう意見もあります。

○北村座長 資格を取った後の仕組みもぼちぼち考えていかないと、資格を取って終わりではないですし、医療職の一部ですから医療職としては生涯学習ですね。常にその時代時代で標準的なものを学んでいかないといけないので、国家資格を取ったらもう一生本を開かなくてもいいというものではないということ、よく教えて理解してもらい、勉強し続

ける仕掛けが必要とは思いますが。

そうすると、それを始めるために資格取得後の教育を受けるために最低ここまで知っておかなければいけないということが、公認資格にもなるかと思えます。

○川畑構成員 確認されたように、このワーキングチームで2号ルートも、きちんと1号の大学院の内容が保障されると。そのためには何らかのプログラムが必要で、そのプログラムについての在り方については、いろいろな御意見があるということですが、全くただの実務だけで2年では駄目だということについて、やはりコンセンサスが1つできたというのは、このワーキングチームのすごく大きな成果ではないかと思えます。

これが何となく「2～3」という形で親会議に上げるというのは非常に恥ずかしいことのようにも思えて、前回、座長も標準3年という言い方をして、例外というか、2年もあり得るといいう言い方もされました。それから中嶋先生も3年以上ではなくて、3年と書いていただいて、3年目の終わり……場合に受けられるような、そのような余地を残していただければいいという御発言もいただきました。全体として1号をメインだという趣旨からして、2号については3年標準だけれども、例外的には2年もあり得るといいう形で、そのコンセンサスができつつあるので、それを親会議に上げて、それについて検討していただくという形にするのが筋ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○北村座長 まとめていただいてありがとうございます。そういうことでよろしいでしょうか。

○沢宮構成員 私も3年を標準とするという表記に変えていただければよろしいと思えます。今のままでは国民の皆さんに説明責任を果たせない。議論を注視している国民の皆さんの信頼にも応えることができないと思えます。というのも、これまでずっと3年という提案に収束していたはずで、前回のワーキングチームの議論も3年を標準とする、例外的に2年があってもいいというぐらゐの落とし所だけれども、例外もなしでいいか、というところで議論がまとまっています。

それなのに今回このまま2、3年という案で検討会に報告されたら、ではワーキングチームの議論は何だったのかとなる。透明性にも懸念を抱かれかねません。先ほども宮脇先生から2.8年、2.9年という御発言があり、確か中嶋先生も前回2年を超えて実際には3年近くなってから試験を受けるという御発言がありましたが、そのようなお二人の御発言を踏まえても、やはり3年が標準という書き方が一番フィットしているかと思えます。

あともう1つ、私は2年という数字を残すと、この数字が独り歩きする可能性を非常に懸念しております。実は公認心理師を養成する予定だった大学院で、2年という数字が出てきた途端に見直しをしようという意見が出てきております。もしも2年の実務経験になるのであれば公認心理師は学部卒の資格になるから、大変な労力を使って大学院で養成する意味はないということです。

私はその不安な気持ちがよく理解できます。私たち構成員はおおよそ同じ意見で、2.8年、2.9年。実際には中嶋先生も、もう3年に近い年限で試験を受けるのだから、そこで

大学院とプログラムの違いはあるのではないかとということを前回もおっしゃってくださいました。宮脇先生も 2.8 年、2.9 年。ですから、2 年は例外なのです。例外であるはずの 2 年という数字が独り歩きすれば、多分負のスパイラルが始まると思います。メインルートは大学・大学院ではないらしいという不安が、正に現実のものになっていくでしょう。

国民に求められる公認心理師を育成するという観点から質の保障をどのように担保するのか。私は 2 号ルートも尊重してしっかりと機能するように残していきたいと思います。そういう意味では、ワーキングチームの構成員が思ってもいないような色が着いてしまう、誤解を招いてしまうようなことは、避けたほうがいいと思います。ですから、2.8 年、2.9 年、実際にはプログラムの修了生によって異なるということを踏まえて「3 年を標準とする」という言い方、やはりそこが落とし所かと思います。

○北村座長 確かに気持ちは分かるのですが、この素案だけは余り変えられないのだそうで、今、先生がおっしゃった言葉は議事録に残りますし、皆さんもそれで同意しておりますので、2~3 と書いて 3 年を標準と読むみたいな感じで上に上げたいと思います。

○沢宮構成員 先生から「先生の発言は議事録に残りますから」と前々回ぐらいからおっしゃっていただけてますが、議論と少し違う案が出てくるということになると、やはり、私は国民の皆さんに説明責任が果たせないし、信頼にも応えることができないという懸念を持ってしまいます。例えば 2~3 年の実務ということを生かすとしても、括弧して 3 年を標準とするという表記を付け加えていただけてもいいので、表記の仕方というか、見え方を工夫していただけて、ワーキングチームの構成員の皆さんの意見がかなり反映されるかと思えます。

○増田構成員 先ほど川畑構成員が言われたことを、まとめとしていいですねという座長の御発言があったように、それは 3 年標準だと私は理解していたのですが、今のやり取りの中で、この素案は変えられませんという御発言でしたが、やはりそうではなくてワーキングチームで今まで議論して何が大事なのかというのは、国民の心の健康を守り、しっかりケアしていく力を持った公認心理師を養成するというところで、それを大前提にしてきたわけです。そのためにメインルートが大学院で、2 号ルートの方にも質の保障ということでプログラムをしっかり作りましょうということで議論してきたと思います。

議事録に残ると素案で出てくるのでは、全然意味が違ってくる。もう 1 つ言えば、事務局の方は大変忙しい中、議事録を作っていたのに非常に申し上げにくいのですが、議事録が公開されるのは、この会議の後になるわけです。そうすると、議事録で読み取ると、この場で聞くのとではニュアンスが変わってくる。先ほど私が言ったように、実務経験の期間の別紙、これはメモだと言われましたが、この議事録の発言から何を取っていくのかということでも意味合いがかなり変わってくる。ということは、素案に 2~3 年と書くのと、標準 3 年、括弧ただし書きで何を書くのかということでは受け止め方が全く違ってくる。

このワーキングチームの流れでいくと 3 年標準で、しかし中嶋構成員が言われたように、

司法領域の方もしっかり研修して力を持っておられる方もいらっしゃるの、その方がどのように公認心理師を受けられるかということとを別途考える必要はあると思いますが、表記の仕方は標準3年以上ということが、この会議での素案の上げ方だと考えます。以上です。

○宮脇構成員 皆さんの御意見はもつともだと思えます。私は逆のことを懸念しております。3年以上となってしまうと、先ほど言ったみたいに3.9年みたいな形が出来て、雇用側が、通るかどうかわからないのにお金を掛けられるかと、今でもそこは思っていると思えます。私は頭から例外的な形だと思っています。医療のきちんとした指導体制があり、プログラムがあって、そこで初めてできることであると思えます。ただ、その道を閉ざさないでほしい、この法律できちんとできたのだから挑戦させてやってほしい。それで5、6年たってきて、やはり全然受験生がいなくて、受験をしても落ちてしまうという話のときには、もう切ってしまうのもいいのだろうと思えます。逆に言うと、今度は大学院の先生が、僅かでも大学から挑戦してくる人間がいるということになれば、大学院での力も入ってくると。ただ私は非常に僅かだと予想しています。ただ、その道は閉ざさないでほしいということなのです。

○増田構成員 標準3年以上とするのは閉ざすということではなくて、道を開けることだと私は理解しております。もう1点、先ほど言いましたが、施設に準ずる所の人数ですが、3名以上が妥当だと思えます。指導者側の負担感があるというのと、もう1つ、大学院と実際に働いている心理職との違いというのは、前回、座長もお話されたように一緒に経験したことを院生同士で語ることができる。それがシェアリングであったり、対象であるクライアントの気持ちをもう一回自分の中で振り返る作業になる。大学院はその時間が、結構、保障されていて、そこにスーパーバイズが入ったりとかという意味があります。

なので適用するものの募集定員が1、2名だと、ペアなり研修生同士でそういう時間をしっかりと持つということがなかなか難しくなるので、そのところもこの中に入れる必要はありませんが、それこそメモの中に入れていただけたらいいかと思えます。大学院と同等の科目とするということも含めてメモの中に入れていただけたらと思えます。以上です。

○北村座長 研修の場合は2名以上に入れてあります。やはり相性の問題があって、1人の研修医だと指導医から虐待を受けたりするかもしれない。2人いれば支え合えるというので、また、病院によっては3人も無資格の人を雇い続けるというのは大変ですし、毎年同じ数字を取ってほしいのです。そうすると、2、3年だと6人とか9人を雇うことになり大変なので、もし付けても2でしょうね。2を付けられればいいと思えますが、それも難しいと。病院は毎年2年ずつ2人ずつというのも大変かという気はします。

2〜3は多数決で決めるわけではないのですが、皆さんの御意見が大体収束してきたので、「2〜3年以上(3年を標準)」くらいにしましょうか。

○中嶋構成員 私はとにかく3年を超えてということは許容できないというか反対なので、

「3年を標準とする」というのが妥協だと思います。

○北村座長 以上はなしで、「2～3年(3年を標準)」くらいでどうでしょう。上の会では2か3を選んでもらうことにはなるかもしれませんが、この会としては3を標準とするという意思は見えると思います。

○増田構成員 「2～3年(3年標準)」ではなくて、私は今までの議論でいくと逆ではないかと思っています。「3年が標準で(2～3年)」としておいて、メモ書きの別紙の所で2年以上とすべきというものと3年以上。中嶋先生がおっしゃるように、3年というのも確かにあるので、その意見をしっかりとここに書いておくということが必要かと思っています。どちらを先にするのか、どちらを括弧書きにするのかでも、この場にいる方はある程度理解できますが、議事録を見た、メモだけが送られて来たというのでは、全然印象度が変わってくるので、やはり3年標準が先だと思います。

○北村座長 2～3年と書いた事務局の顔を立てると、この辺りでいいかな、3年標準くらいで。50%離れていたものが90%くらいで集まったので、100%がっちりまではいかないとして、この辺りで許していただけたらと。

○奥村構成員 前回、座長が3年を標準とする、例外として2年もあるという発言をされたと思います。

○北村座長 個人的な意見です。

○奥村構成員 それだと、もう少しじっくりすると思います。

○北村座長 それは個人的な意見ということで、発言はしました。

○吉川構成員 もし例外とするという記載が入るのであれば、例外の定義を是非お願いしたいと思っております。

○北村座長 ということで、それはやめましょう、例外とか。「2～3(3年を標準)」これくらいで許していただいて、また上の会でしっかりやっていただこうと思います。実は、今日は2時間の予定を1時間で終わってもいいという約束を得ていたのです。それで、1時間でも交通費が出るというお約束が出たのですが、やはり2時間掛かってしまいました。御不満もあると思いますが、この1点以外に集約できたということはものすごく誇りだと思います。このワーキングチームは非常にチームマインドができて、本当に有り難かったです。

まだ尻切れトンボで終わる感覚も無きにしもあらずですが、正直言って予定したものの120%できたと思います。親会に上げるものとしては、もっとばらばらのものになるかと思って危惧しておりましたが、先生方の寛大な御努力でようやくここまでたどり着きました。年度内といっても3月30日まで掛かりましたが、本当にどうもありがとうございました。

○増田構成員 最後に、もちろん今日の会議の議事録は出されると思うのですが、先ほどのメモ書きのような親会議に出される分の資料は、私のワーキングチームのメンバーにも配信されるのでしょうか。

○北村座長 するようにしましょう。

○増田構成員 ありがとうございます。事務局の方は大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

○北村座長 ということで、構成員の皆様、8回にわたり開催したワーキングチームに御協力ありがとうございます。本日をもってワーキングチームを終了します。一段落してこの制度ができれば、個人的にですが同窓会でもやりたいと思っております。この素案は検討会に報告して、また検討会で最終的な取りまとめをすることになります。

細かいことですが、メモの③の違う所を皆さんの御意見を反映したものにします。ということで、上に上げる資料を先生方にもお送りしますが、事務局と私で相談して御意見を反映するほうに変えさせていただきます。そこのところは御一任よろしく願いいたします。それでは、課長、よろしく願いいたします。

○田原精神・障害保健課長 田原精神・障害保健課長です。これまで、8回にわたり北村座長始め構成員の皆様には、大変、活発な御議論を頂きました。お陰さまで、一定の意見集約を行い、おおむね素案を整理することができたと思っております。表現については、今、座長からお話がありましたように、座長に相談しながら整理させていただきたいと思っております。

私の理解では、まだ若干、意見が分かれているところがあると感じておりますので、その点については検討会に場を移して、これまでと同様に精力的な御議論を頂ければ最終的に意見集約ができるのではないかと考えております。本日まで御検討、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

○北村座長 第8回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームを終了いたします。どうもありがとうございました。